

政令番号446 4,4'-メチレンジアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						1.6E+3	1,600.0	1,600.0
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県						2.3E+2	230.0	230.0
10	群馬県								
11	埼玉県						3.4E+2	339.0	339.0
12	千葉県	6.0E-1			0.6		3.0E+1	30.0	30.6
13	東京都								
14	神奈川県						2.1E+1	21.0	21.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県						1.8E+3	1,802.8	1,802.8
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						3.8E+1	38.0	38.0
24	三重県						5.9E+2	592.0	592.0
25	滋賀県						5.8E+2	580.0	580.0
26	京都府						2.7E+2	268.0	268.0
27	大阪府						1.0E-1	0.1	0.1
28	兵庫県						4.0E+1	39.7	39.7
29	奈良県								
30	和歌山県						3.1E+0	3.1	3.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						9.4E+1	94.2	94.2
35	山口県						4.5E+3	4,500.0	4,500.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.0E-1			0.6		1.0E+4	10,137.9	10,138.5

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。